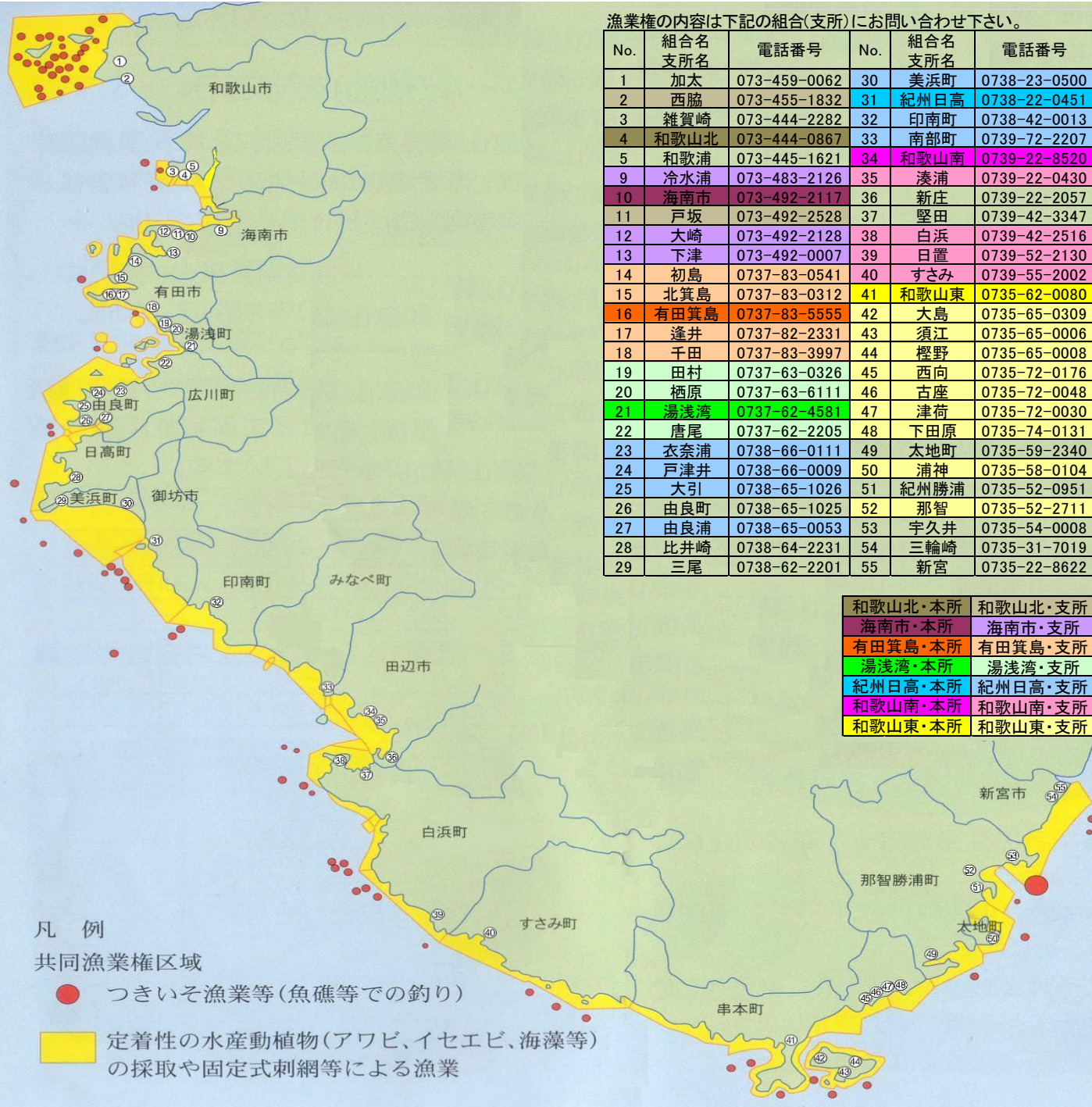


漁業権区域について

遊漁者に許されている漁具・漁法



■さお釣り・手釣り
ひき縄釣(漁業調整委員会により承認された大会に限る。)



■たも網、叉手(さで)網



■投網
船を使ってはいけません



■はし
はし



■徒手採捕



上記の漁具・漁法であっても、漁業権の区域の中で、漁業権の内容となっているもの(例えば、イセエビ、アワビ、サザエ、ワカメ等)や和歌山県漁業調整規則で禁止になっているものを採捕してはいけません。
 漁業権の内容の種類については最寄りの漁協にお確かめください。